

公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和 4. 3. 31 規程 362

最近改正 令和 8. 5. 28 規程 254

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条第 2 号の規定に基づき、パートタイム有期雇用教職員（公立大学法人大阪教職員就業規則第 3 条第 3 項第 3 号に規定する有期雇用教職員のうち有期雇用教職員就業規則第 45 条第 2 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 パートタイム有期雇用教職員の給与は、給料、特定診療科医師手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 給料

第 1 節 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 パートタイム有期雇用教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 パートタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、パートタイム有期雇用教職員の経歴、職務の特性等により、前項の規定により難しい場合には、時間額とするものにあつては 4,000 円、日額とするものにあつては 25,600 円、月額とするものにあつては 640,000 円を超えない範囲内で給料の額を定めることができる。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、パートタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額については、理事長が個別に定めることができる。

第 2 節 時間給制の給料の計算方法

(時間給制の給料の計算方法)

第 4 条 給料の支給単位が時間額であるパートタイム有期雇用教職員（以下「時間給制パートタイム有期雇用教職員」という。）の計算期間中の給料は、別表に定める時間額に、当該計算期間中において勤務した時間の合計を乗じた額とする。

- 2 当該計算期間中に次の各号に掲げる休暇を取得し、又は職務に専念する義務の免除を受けた場合は、当該各号に定める時間を前項の勤務した時間に算入する。
- (1) 公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第 23 条に規定する年次有給休暇
当該年次有給休暇を取得した日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した時間。
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 30 条第 1 項に規定する特別休暇
当該特別休暇の期間が時間単位のものについてはその時間、当該特別休暇の期間が日以上単位のものについては当該特別休暇を取得した単位期間に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の特別休暇を取得した場合は、当該取得した時間。
- (3) 有期雇用教職員就業規則第 49 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇（これらの病気休暇の期間並びにそれらの後に引き続く休日及び有期雇用教職員就業規則第 33 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の遅刻、早退及び外出は 1 日とみなす。）の期間（以下「病気休暇等の期間」という。）が引き続き 90 日を超えるに至った日の前日以前の病気休暇に限る。）
当該病気休暇を取得した日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。)
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 36 条第 1 項の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間
当該職務に専念する義務を免除された時間については、その時間。当該職務に専念する義務を免除された日については、当該免除された日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。)
- 3 当該計算期間中に次の各号に掲げる休職等の期間がある者の給料は、第 1 項の規定により計算して得られる給料の額に、別表に定める時間額に当該休職等の期間に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）を乗じて得られる額に当該各号に定める割合を乗じて得られる額を加えた額とする。
- (1) 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 1 号の規定による休職（以下「病気休職」という。）（満 1 年に達するまでの期間に限り、次号及び第 3 号に定めるものを除く。）
100 分の 80
- (2) 結核性疾患による病気休職（満 2 年に達するまでの期間に限る。） 100 分の 80
- (3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による病気休職 100 分の 100
- (4) 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定による休職（以下「起訴休職」という。） 100 分の 60 以内

- (5) 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 3 号の規定による休職（以下「研究休職」という。） 100 分の 70 以内
- (6) 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定による休職（以下「災害休職」という。）（次号に定めるものを除く。） 100 分の 70 以内
- (7) 災害休職（その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められる場合に限る。） 100 分の 100 以内
- (8) 有期雇用教職員就業規則第 36 条の規定による業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。） 100 分の 100
- (9) 有期雇用教職員就業規則第 49 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き 90 日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第 49 条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては 1 年）を超えるに至った日以降の病気休暇に限る。） 100 分の 50
- 4 第 2 項第 3 号及び前項第 9 号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第 45 条第 4 項の規定を準用する。
- 5 計算期間中に、第 2 項及び第 3 項の各号の休暇を取得し、職務に専念する義務が免除され、又は休職等となった日がある場合で、当該日のうちに通常勤務すべき時間が特定できないもの（以下「時間不特定休暇等」という。）があるときは、当該時間不特定休暇等の時間を除いた時間を基礎に前 4 項の規定により計算して得られる給料の額に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条に規定する平均賃金に時間不特定休暇等の日数を乗じて得た額を加えるものとする。
- 6 第 1 項及び第 3 項の時間の計算にあたっては、当該計算期間につき勤務した日ごとの時間（分単位とし、支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）を合計した上で、その合計に 1 時間未満の端数があるときはこれを時間単位に換算する。
- 7 第 1 項及び第 3 項の規定により計算した給料の額に円位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第 3 節 非常勤講師及び日本語補講講師の給料の計算方法

（非常勤講師及び日本語補講講師の給料の計算方法）

- 第 5 条 非常勤講師及び日本語補講講師の計算期間中の給料は、別表に定める 1 授業当たりの金額に、当該計算期間中において担当する授業の回数に乗じた額とする。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、非常勤講師及び日本語補講講師の給料の計算について準用する。

第 4 節 日給制の給料の計算方法

(日給制の給料の計算方法)

第6条 給料の支給単位が日額であるパートタイム有期雇用教職員（以下「日給制パートタイム有期雇用教職員」という。）の計算期間中の給料は、別表に定める日額に、当該計算期間中において勤務した日の合計を乗じた額とする。

2 当該計算期間中に次の各号に掲げる休暇を取得し、又は職務に専念する義務を免除された日がある場合は、当該日を前項の勤務した日に算入する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第23条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第30条第1項に規定する特別休暇
- (3) 有期雇用教職員就業規則第49条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き90日を超えるに至った日の前日以前の病気休暇に限る。）
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第36条第1項の規定により職務に専念する義務を免除された日

3 当該計算期間中に次の各号に掲げる休職等の期間がある者の給料は、第1項の規定により計算して得られる給料の額に、別表に定める日額に当該休職等となった日数を乗じて得られる額に当該各号に定める割合を乗じて得られる額を加えた額とする。

- (1) 病気休職（満1年に達するまでの期間に限り、次号及び第3号に定めるものを除く。）
100分の80
- (2) 結核性疾患による病気休職（満2年に達するまでの期間に限る。） 100分の80
- (3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による病気休職 100分の100
- (4) 起訴休職 100分の60以内
- (5) 研究休職 100分の70以内
- (6) 災害休職（次号に定めるものを除く。） 100分の70以内
- (7) 災害休職（その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められる場合に限る。） 100分の100以内
- (8) 業務傷病休業等 100分の100
- (9) 有期雇用教職員就業規則第49条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き90日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第49条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては1年）を超えるに至った日以降の病気休暇に限る。） 100分の50

4 第2項第3号及び前項第9号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、教職員給与規程第45条第4項の規定を準用する。

第5節 月給制の給料の計算方法

(月給制パートタイム有期雇用教職員の給料支給の始期及び終期)

第7条 給料の支給単位が月額であるパートタイム有期雇用教職員(以下「月給制パートタイム有期雇用教職員」という。)となった者には、その日から給料を支給する。

2 月給制パートタイム有期雇用教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第8条第8項及び第9項の規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第4号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第10条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 有期雇用教職員就業規則第20条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び有期雇用教職員就業規則第41条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 普通退職(当該パートタイム有期雇用教職員が公立大学法人大阪教職員退職手当規程の適用を受けると仮定した場合において同規程第4条の適用を受けることとなる事由による退職をいう。)となった者及び契約期間の満了により退職となった者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該パートタイム有期雇用教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数(以下「所定勤務日数」という。)を基礎として日割により計算する。

(月給制パートタイム有期雇用教職員が休職した場合等の給料)

第8条 病気休職となった者(次項及び第3項に定めるものを除く。)に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料の100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給料を支給しない。

2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料の100分の80を支給し、満2年を超えてからは、給料を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、給料の全額を支給する。

4 起訴休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の60以内を支給する。

5 研究休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の70以内を支給する。

6 災害休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の70以内を支給す

る。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料の 100 分の 100 以内を支給する。

- 7 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 6 号の規定による休職（以下「専従休職」という。）となった者に対しては、その間、給料を支給しない。
- 8 有期雇用教職員就業規則第 41 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた者に対しては、その間、給料を支給しない。
- 9 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した者に対しては、その間、給料を支給しない。
- 10 業務傷病休業等となったパートタイム有期雇用教職員に対しては、給料の全額を支給する。

（月給制パートタイム有期雇用教職員の休職前後の給与支給の変更）

第 9 条 月給制パートタイム有期雇用教職員が月の中途において、前条各項に規定する休職、停職、育児・介護休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料は、第 7 条第 3 項に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

（月給制パートタイム有期雇用教職員の給料の減額）

第 10 条 月給制パートタイム有期雇用教職員が有期雇用教職員勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務日（以下「所定の勤務日」という。）又は勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 23 条に規定する年次有給休暇
 - (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 30 条第 1 項に規定する特別休暇
 - (3) 有期雇用教職員就業規則第 49 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇
 - (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 36 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、病気休暇等の期間が引き続き 90 日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第 49 条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては 1 年）を超えるに至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。

4 病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、教職員給与規程第 45 条第 4 項の規定を準用する。

5 第 1 項に規定する勤務しない日数には、有期雇用教職員勤務時間等規程に定める休日、休暇その他勤務を要しない日を算入しない。

(勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額)

第 11 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

4 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する 1 週間あたりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(月給制パートタイム有期雇用教職員の給料の減額の方法)

第 12 条 前条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月の分として第 44 条に規定する翌月の支給日に支払われる給与から差し引く。

第 6 節 昇格及び昇給

(昇格)

第 13 条 パートタイム有期雇用教職員は、昇格しない。

(昇給)

第 14 条 パートタイム有期雇用教職員は、昇給しない。

第 2 章の 2 特定診療科医師手当

(特定診療科医師手当)

第 14 条の 2 特定診療科医師手当は、大阪公立大学医学部附属病院における次に掲げる診療科において勤務するパートタイム特任教員（有期雇用教職員就業規則別表第 2 の区分の 1 に規定する者をいう。以下同じ。）で医師の資格を有するものに対して、所定の勤務 1 時間当たり、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を支給する。

(1) 消化器外科及び肝胆膵外科 247 円

(2) 循環器内科 179 円

(特定診療科医師手当の計算方法)

第 14 条の 3 パートタイム特任教員の計算期間中の特定診療科医師手当は、前条に定める手当額に、当該計算期間中における所定の勤務時間において勤務した時間の合計を乗じた額とする。

2 当該計算期間中に次の各号に掲げる休暇を取得し、又は職務に専念する義務の免除を受けた場合は、当該各号に定める時間を前項の勤務した時間に算入する。

(1) 有期雇用職員勤務時間規程第 23 条に規定する年次有給休暇 当該年次有給休暇を取得した日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した時間。

(2) 有期雇用職員勤務時間等規程第 30 条第 1 項に規定する特別休暇 当該特別休暇の期間が時間単位のものについてはその時間、当該特別休暇の期間が日以上の単位のものについては当該特別休暇を取得した単位期間に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の特別休暇を取得した場合は、当該取得した時間。

(3) 有期雇用職員勤務時間等規程第 36 条第 1 項の規程により職務に専念する義務を免除された日又は時間 当該職務に専念する義務を免除された時間については、その時間。当該職務に専念する義務を免除された日については、当該免除された日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。

3 前 2 項の規定により、所定の勤務時間数に応じた手当の額を算定する場合において、当該額に、円位未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

第 3 章 通勤手当

第 1 節 通勤手当の区分

(通勤手当の区分)

第 15 条 パートタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、各号に定める通勤手当を支給する。

(1) 第 3 号に掲げる者以外のパートタイム有期雇用教職員（以下「非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員」という。）であって、勤務日数が週 4 日以上のもの（次号に掲げるものを除く） 第 1 号通勤手当

(2) 非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員であって、勤務日数が週 4 日未満のもの又は非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員であって、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県以外の地域から通勤するもの 第 2 号通勤手当

(3) 非常勤講師、日本語補講講師、法曹実務教員及び断続的労働者（以下「非常勤講師等」という。） 第 3 号通勤手当

- 2 有期雇用教職員勤務時間等規程第 12 条又は第 13 条の規定により勤務割により休日を定める非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員のうち、週当たりの勤務日数が一定でない者については、第 2 号通勤手当を支給する。
- 3 リサーチアシスタント、ティーチングフェロー、ティーチングアシスタント及びスチューデントアシスタントについては、通勤手当は支給しない。ただし、リサーチアシスタントを除き、通学するキャンパスと勤務するキャンパスが異なる場合にあっては、1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務の往復に係る回数分の当該キャンパス間の移動に利用する交通機関の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を通勤手当として支給する。
- 4 特別の事情により、前 3 項の規定によることが困難であると理事長が認める場合においては、理事長が個別に通勤手当を定めることができる。

第 2 節 第 1 号通勤手当

(第 1 号通勤手当)

第 16 条 前条第 1 項第 1 号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に定めるところにより、通勤手当を支給する。

- (1) 定期乗車券を発行している交通機関を利用する場合 当該交通機関が発行する最長（6 月を超える定期乗車券を発行する場合については 6 月とする。）の定期乗車券の通用期間を支給期間として、当該支給期間の最初の月の給与の支給日に、当該支給期間を通用期間とする利用区間に係る定期乗車券の購入価格を支給する。ただし、当該通用期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、当該支給期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲内で支給単位期間を定めることができる。
- (2) 定期乗車券を発行していない交通機関を利用する場合 1 月の勤務の往復に要する回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。
- (3) 自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の給与支給日に、使用距離に応じて 1 月につき次の額を支給する。

使用距離	1 月当たりの額
5 キロメートル未満	2,000 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,300 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,600 円

30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,800 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29,100 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	35,500 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	38,700 円
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	42,200 円
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	45,700 円
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	49,200 円
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	52,700 円
85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	56,200 円
90 キロメートル以上 95 キロメートル未満	59,600 円
95 キロメートル以上 100 キロメートル未満	63,000 円
100 キロメートル以上	66,400 円

(4) パートタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他の理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の給与支給日に、使用距離に応じて前号に定める額に 2,700 円を加えた額を支給する。

(5) 交通の用具（自転車を除く。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が公立大学法人大阪教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）第 9 条の 2 で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用する場合 1 月を支給期間として、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（その額が 5,000 円を超える場合には、5,000 円）を支給する。

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 複数の月単位又は年単位で駐車場等の料金が定められている場合 当該料金をその契約期間の月の数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 2 以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア又はイの規定により計算して得た額を合計した額

2 前項にかかわらず、同項第 1 号及び第 2 号の規定による通勤手当は、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給せず、また、同項第 3 号及び第 5 号の規定による通勤手当は、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しない。

3 第 1 項の規定により計算される 1 月当たりの額（1 月を超える期間を支給期間として支給される定期乗車券が含まれる場合は、当該支給期間に係る月数で除した額）が 150,000 円を超えることとなる場合については、150,000 円とする。

（支給方法）

第 17 条 前条に規定する通勤手当の支給は、新たにパートタイム有期雇用教職員となり、又は支給要件を満たした場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、前条の通勤手当を支給されているパートタイム有期雇用教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 前条に規定する通勤手当は、これを受けているパートタイム有期雇用教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

3 前条に規定する通勤手当を支給されているパートタイム有期雇用教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

4 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、前条に規定する通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。

(1) 専従休職

(2) 停職

5 月の中途において新たに採用となった場合のその採用の月の通勤手当及び月の末日以外の日に離職となった場合のその離職の月の通勤手当の取扱いについては、通勤手当規程第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 を準用する。

(支給日)

第 18 条 第 16 条に規定する通勤手当は、特別の事情のない限り、支給期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

(返納の事由及び額等)

第 19 条 第 16 条に規定する通勤手当を受けるパートタイム有期雇用教職員が、次の各号に該当する場合は、次項に定める額を返納させるものとする。

(1) 離職した場合又は支給要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの合計額が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に1箇月当たりの合計額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの合計額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- イ 支給単位期間が複数ある場合 150,000円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- 3 パートタイム有期雇用教職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

第3節 第2号通勤手当

（第2号通勤手当）

第20条 第15条第1項第2号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に定めるところにより、通勤手当を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務の往復に係る回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。また、第15条第1項第2号に定める地域から通勤するため、新幹線鉄道等の急行列車（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用する場合は、片道普通乗車券の購入価格に加えて、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金相当額（通常期の指定席特急料金をいう。）を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- (2) 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて1日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離（片道）	1日当たりの額
5キロメートル未満	100 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	200 円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	350 円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	500 円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	640 円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	790 円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	940 円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	1,090 円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	1,230 円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	1,390 円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	1,540 円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	1,690 円
60キロメートル以上 65キロメートル未満	1,840 円
65キロメートル以上 70キロメートル未満	2,010 円
70キロメートル以上 75キロメートル未満	2,180 円
75キロメートル以上 80キロメートル未満	2,340 円
80キロメートル以上 85キロメートル未満	2,510 円
85キロメートル以上 90キロメートル未満	2,680 円
90キロメートル以上 95キロメートル未満	2,840 円
95キロメートル以上 100キロメートル未満	3,000 円
100キロメートル以上	3,160 円

(3) パートタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて前号に定める額に 130 円を加えた額を支給する。

(4) 駐車場等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（その額が 240 円に 1月の勤務の日数（現に通勤したものに限る。）を乗じて得た額又は 5,000 円のいずれか低い額を超える場合にあっては、当該いずれか低い額）

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 複数の月単位又は年単位で駐車場等の料金が定められている場合 当該料金をその契約期間の月の数で除して得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア又はイの規定により計算して得た額を合計した額

2 前項の規定により計算される 1月当たりの額が 150,000 円を超えることとなる場合には、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第4節 第3号通勤手当

（第3号通勤手当）

第 21 条 第 15 条第 1 項第 3 号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、1 月当たり 150,000 円を限度として、次の各号に定める通勤手当を支給する。

- (1) 公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）以外に主たる職を有しない者 居住地と本法人における勤務地との移動に利用する交通機関の利用区間に係る交通費及び宿泊料
- (2) 本法人以外に主たる職を有する者 主たる職における勤務地（居住地から通勤する場合にあっては居住地）と本法人における勤務地との移動に利用する交通機関の利用区間に係る交通費及び宿泊料

2 前項の規定により支給する交通費及び宿泊料の支給の基準は理事長が別に定める。

3 前 2 項に定める通勤手当の支給期間は 1 月とし、当該支給期間の翌月の給与の支給日に支給するものとする。

第 5 節 支給通則

（通勤手当の調整）

第 22 条 複数の事業に従事するにあたりそれぞれの事業ごとに法人と労働契約を締結しているパートタイム有期雇用教職員（通勤手当を支給すべき労働契約が 1 以下である者を除く。）の通勤手当については、次の各号に定めるところにより調整する。

- (1) 個別の契約の中に、非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員又は大阪公立大学医学部附属病院パートタイム有期雇用職員給与規程の適用を受ける者（以下「病院パートタイム有期雇用職員」という。）であって勤務日数が週 4 日以上であるものがある場合 当該契約に係る通勤について第 1 号通勤手当を支給するものとし、この支給に係る通勤経路について他の契約による通勤手当は支給しない。
- (2) 個別の契約の中に、非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員又は病院パートタイム有期雇用職員であって勤務日数が週 4 日以上となるものがない場合 非常勤講師等以外のパートタイム有期雇用教職員に係る通勤については第 2 号通勤手当を、非常勤講師等の通勤については第 3 号通勤手当をそれぞれ支給するものとする。この場合において、同一日に 2 つ以上の勤務を行う場合は特段の事情がない限りその日の勤務におけるもっとも高い通勤手当区分となる通勤手当のみを支給するものとする。

2 前項各号を適用した場合に不合理が生じると理事長が認める場合は、別に理事長が調整する。

（通勤経路）

第 23 条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

2 新幹線鉄道等を利用する場合の運賃等相当額の算出にあたっては、前項中「通常の」とあるのは「新幹線鉄道等を利用する場合における」と読み替えるものとする。

第 24 条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけ

るそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前7時以前又は午後10時以降に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通勤の届出)

第25条 第15条から第21条までの規定の適用を受けるパートタイム有期雇用教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たにパートタイム有期雇用教職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

2 パートタイム有期雇用教職員の通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(通勤手当の決定)

第26条 理事長は、パートタイム有期雇用教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

第4章 諸手当の支給基準

第1節 特殊勤務手当の支給基準

(特殊勤務手当)

第27条 パートタイム有期雇用教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
- (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
- (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務

2 パートタイム有期雇用教職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 汚水内作業手当
- (2) 緊急診療手当
- (3) 入試手当
- (4) 分べん手当
- (5) 通院中患者救急対応手当
- (6) T A等勤務調整手当

(汚水内作業手当)

第 28 条 汚水内作業手当は、大阪公立大学附属植物園のパートタイム有期雇用教職員が園内の水路（コンクリート部分を除く。）若しくはかんがい用地の汚泥若しくは土砂の排除又は浚渫の作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業 1 日につき、390 円とする。

(緊急診療手当)

第 29 条 緊急診療手当は、医学部に勤務するパートタイム特任教員で医師の資格を有するものが、所定の勤務時間以外の時間において勤務に服し、緊急を要する診療に関する業務に従事したときは、次の各号に定める区分に応じ、各号に定める額を支給する。

- (1) 救命救急センター、集中治療科、重症患者病棟、集中治療センター及びこれらに準ずるものとして理事長が定める診療部門（以下「救急部門」という。）において、宿日直時間中に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 12,550 円
- (2) 救急部門において、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 32,050 円（時間外勤務に服した時間が 5 時間未満の場合にあっては、16,030 円）

(入試手当)

第 30 条 パートタイム有期雇用教職員の入試手当については、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程第 13 条の規定を準用する。

(分べん手当)

第 31 条 分べん手当は、医学部に勤務するパートタイム特任教員で医師の資格を有するものが、宿日直時間中の分べんを取り扱う業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 分べんにつき 10,000 円とする。

(通院中患者救急対応手当)

第 31 条の 2 通院中患者救急対応手当は、医学部に勤務するパートタイム特任教員で医師の資格を有するものが、通院中患者の救急対応を行うための宿日直勤務において診療等に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務 1 回につき 1,800 円とする。

(T A等勤務調整手当)

第 31 条の 3 T A等勤務調整手当は、森之宮キャンパス以外を主な学びのキャンパスとす

る学生が、森之宮キャンパスにてティーチングフェロー、ティーチングアシスタント、チューデントアシスタント（以下「TA等」という。）として業務に従事したとき、または、森之宮キャンパスを主な学びのキャンパスとする学生が、森之宮キャンパス以外のキャンパスにてTA等として業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき900円とする。

第2節 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給基準

（パートタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当）

第32条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務したパートタイム有期雇用教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務日における勤務（第2号に掲げるものを除く） 100分の100
- (2) 所定の勤務日における勤務のうち、所定の勤務時間と所定の勤務時間以外の時間を通算して7時間45分を超える場合のその超える時間における勤務 100分の125
- (3) 所定の休日における勤務（第4号及び第5号に掲げるものを除く） 100分の100
- (4) 所定の休日における勤務のうち、7時間45分を超える場合のその超える時間における勤務 100分の125
- (5) 所定の休日における勤務のうち、所定の勤務日と所定の休日における勤務日を通算して週5日を超える場合のその超える日における勤務 100分の135

2 前項の勤務が、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「夜間」という。）になされる場合は、当該勤務1時間につき勤務1時間当たりの給料額に、前項各号に定める割合に100分の25を加算する。

3 第1項の規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第9条第1項後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム有期雇用教職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務（第1項第1号及び第3号の勤務（以下「割増対象外時間外勤務」という。）を除く。）の時間並びに所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間の合計が1月について45時間を超え60時間以下のパートタイム有期雇用教職員には、その45時間を超えて60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの（割増対象外時間外勤務を除く。） 100分の130（その勤務が夜間である場合は、100分の155）

(2) 所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務のうち、割増対象外時間外勤務 100 分の 130 (その勤務が夜間である場合は、100 分の 155)

(3) 所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務のうち、所定の勤務 100 分の 30

(夜間勤務手当)

第 33 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したパートタイム有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

第 3 節 時間給制の勤務 1 時間当たりの給与額

(時間給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 34 条 時間給制パートタイム有期雇用教職員に係る前 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、別表に定める時間額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 14 条の 2 に定める特定診療科医師手当の支給を受けるパートタイム特任教員にかかる前 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、別表に定める時間額に、第 14 条の 2 に定める当該手当の所定勤務 1 時間当たりの額を加えた金額とする。

(1 授業当たりの金額により給料を定めるものの時間外勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる 1 授業当たりの給与額)

第 35 条 非常勤講師及び日本語補講講師について前 2 条を適用するときは、「勤務 1 時間」を「1 授業」と読み替えるものとする。

2 この読み替えを行った後の前 2 条に規定する 1 授業当たりの給与額は、別表に定める額とする。

第 4 節 日給制の勤務 1 時間当たりの給与額

(日給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 36 条 日給制パートタイム有期雇用教職員に係る第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、別表に定める日額を 1 日の所定の勤務時間で除した額とする。

第 5 節 月給制の勤務 1 時間当たりの給与額

(月給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の計算となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 37 条 月給制パートタイム有期雇用教職員に係る第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給 料 の 月 額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
- $$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$
- 3 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する1週間あたり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日
- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

第6節 時間外勤務手当等の計算

（時間外勤務手当等の計算）

- 第38条 第32条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。
- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。
- 3 前項の規定により計算した時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

第7節 宿日直手当等

（宿日直手当）

- 第39条 有期雇用教職員勤務時間等規程第20条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務したパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。
- (1) 医学部附属病院において緊急事態の対処及び連絡の対応をするための宿日直勤務 8,000円
 - (2) 医学部附属病院において入院患者の病状の急変等に対処するため、医師免許証を有する教員が行う宿日直勤務 25,000円
 - (3) 医学研究科法医学教室において死体検案の要請に対応するための宿日直勤務 10,000円
 - (4) 獣医臨床センターにおいて定期巡視及び緊急時の連絡対応をするための宿日直勤務 10,000円
- 2 前7条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第32条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

（共同研究等貢献手当）

第 39 条の 2 共同研究等貢献手当については、教職員給与規程第 36 条の 2 の規定を準用する。

第 8 節 断続的労働職員の適用除外

（時間外勤務手当等の特例）

第 40 条 監視又は断続的勤務に従事するパートタイム有期雇用教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 8 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

第 9 節 期末手当及び勤勉手当

（期末手当及び勤勉手当）

第 41 条 パートタイム有期雇用教職員の期末手当及び勤勉手当については、公立大学法人大阪有期雇用教職員等の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「有期雇用教職員期末手当規程」という。）に定めるところにより、支給する。

（休職者の期末手当）

第 42 条 病気休職となった者（次項及び第 3 項に定める者を除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、期末手当の 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、期末手当を支給しない。

2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、期末手当の 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、期末手当を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、期末手当の全額を支給する。

4 研究休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 70 以内を支給する。

5 災害休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 100 以内を支給する。

第 5 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

（計算期間）

第 43 条 給与は、本規程において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

（支払日）

第 44 条 給与の支給日は、本規程において別に定める場合を除き、次の表に定めるとおり

とする。

区分	給与の支給日
月給制パートタイム有期雇用教職員	給料については、その月の支給日 特定診療科医師手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当については、翌月の支給日
月給制パートタイム有期雇用教職員以外	翌月の支給日

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

3 共同研究等貢献手当の支給日は、公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程に定めるところによる。

（退職者等への給与支払）

第 45 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）前において離職し、又は死亡したパートタイム有期雇用教職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

（非常時の給与支払）

第 46 条 パートタイム有期雇用教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 43 条及び第 44 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支払方法）

第 47 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、パートタイム有期雇用教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該パートタイム有期雇用教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第6章 雑則

（給与を受ける権利の処分禁止）

第48条 パートタイム有期雇用教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

（給与の支給額の端数計算）

第49条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（追給の限度）

第50条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して3年を経過していない分に限り追給するものとする。

（戻入の限度）

第51条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

（この規程により難い場合の措置）

第52条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程の廃止）

- 2 大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程（平成31年規程第99号）は、廃止する。

（定義）

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 府大非常勤教職員等就業規則 大阪府立大学非常勤教職員等就業規則をいう。
- (2) 市大短時間勤務教職員就業規則 大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則をいう。

（府大非常勤教職員等就業規則適用者の給料の切替等）

- 4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に府大非常勤教職員等就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第5項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種

区分等欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	施行日の職種区分	給料の取扱い
事務補助員	一般職（補助）	別表に定める一般職（補助）の給料の通りとする。
技術補助員のうち、テニユア・トラック教員の実験研究補助の区分の者	研究員	別表に定める研究員（B）の給料の通りとする。
技術補助員のうち、作業環境測定の区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（D）の給料の通りとする。
技術補助員のうち、上記以外の者（府大非常勤教職員等就業規則別表第2イに定める者を除く。）	一般職（補助）	別表に定める一般職（補助）の給料の通りとする。
非常勤講師のうち、非常勤助手の区分以外の者	非常勤講師	担当する授業時間数に応じて別表に定める非常勤講師の給料の通りとする。
非常勤講師のうち、非常勤助手の区分の者（単位認定有の単価が適用される者に限る。）	非常勤助手	別表に定める非常勤助手のうち、単位認定有の給料の通りとする。
非常勤講師のうち、非常勤助手の区分の者（単位認定無の単価が適用される者に限る。）	非常勤助手	別表に定める非常勤助手のうち、単位認定無の給料の通りとする。
寄附講座教員 産学官連携教員 研究拠点形成教員 教育拠点形成教員 プロジェクト教員	特任教員	職階に応じて別表に定める特任教員の給料の通りとする。
統括コーディネーター	U R A	別表に定めるU R A（B）の給料の通りとする。
	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター（A）の給料の通りとする。

非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 A の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (A) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 B の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (B) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 C の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (B) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 D の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (C) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 E の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (C) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 F の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (D) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、ポスト ドク研究員 G の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (D) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究 支援者 A の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (A) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究 支援者 B の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (B) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究 支援者 C の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (B) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究 支援者 D の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (C) の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究 支援者 E の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (C) の給料の通りとする。

非常勤研究員のうち、研究支援者 F の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（D）の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究支援者 G の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（D）の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究支援者 H の区分の者	シニア研究員	別表に定めるシニア研究員（A）の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究支援者 I の区分の者	研究員	別表に定める研究員（B）の給料の通りとする。
非常勤研究員のうち、研究支援者 J の区分の者	研究員	別表に定める研究員（C）の給料の通りとする。
教育支援員のうち、TA-S としてティーチングアシスタントの業務に従事する者	ティーチングフェロー	別表に定めるティーチングフェローの給料の通りとする。
教育支援員のうち、TA-R としてティーチングアシスタントの業務に従事する者	ティーチングアシスタント	別表に定めるティーチングアシスタントの給料の通りとする。
教育支援員のうち、TA-B としてティーチングアシスタントの業務に従事する者	ティーチングアシスタント	別表に定めるティーチングアシスタントの給料の通りとする。
教育支援員のうち、スチューデントアシスタントの業務に従事する者	スチューデントアシスタント	別表に定めるスチューデントアシスタントの給料の通りとする。
教育支援員のうち、上記以外の者	教育支援員	別表に定める教育支援員の給料の通りとする。
特任支援員のうち、特任支援員 A の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（E）の給料の通りとする。
特任支援員のうち、特任支援員 B の区分の者	研究員	別表に定める研究員（B）の給料の通りとする。
特任支援員のうち、特任支	研究補佐	別表に定める研究補佐

援員Cの区分の者		(C)の給料の通りとする。
専門相談員のうち、臨床心理専門相談員の区分の者	臨床心理専門相談員	別表に定める臨床心理専門相談員の給料の通りとする。
専門相談員のうち、学生相談カウンセラーの区分の者	学生相談カウンセラー	別表に定める学生相談カウンセラーの給料の通りとする。
専門相談員のうち、キャリアカウンセラーの区分の者	キャリアカウンセラー	別表に定めるキャリアカウンセラーの給料の通りとする。
学校医	学校医	別表に定める学校医の給料の通りとする。
産業医	産業医	別表に定める産業医の給料の通りとする。
保健師	保健師	別表に定める保健師の給料の通りとする。
助産師	看護師	別表に定める看護師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、特任臨床教授の区分の者	特任臨床教員	別表に定める特任臨床教授の給料の通りとする。
技術補助員のうち、特任臨床准教授の区分の者	特任臨床教員	別表に定める特任臨床准教授の給料の通りとする。
技術補助員のうち、特任臨床講師の区分の者	特任臨床教員	号数に応じて別表に定める特任臨床講師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、特任臨床助教の区分の者	特任臨床教員	号数に応じて別表に定める特任臨床助教の給料の通りとする。
技術補助員のうち、勤務獣医師の区分の者	勤務獣医師	経験年数及び号数に応じて別表に定める勤務獣医師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、研修獣医師の区分の者	研修獣医師	号数に応じて別表に定める研修獣医師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、動物看護	動物看護師長	号数に応じて別表に定め

護師長の区分の者		る動物看護師長の給料の通りとする。
技術補助員のうち、主任動物看護師の区分の者	主任動物看護師	号数に応じて別表に定める主任動物看護師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、専任動物看護師Ⅱの区分の者	専任動物看護師	号数に応じて別表に定める専任動物看護師Ⅱの給料の通りとする。
技術補助員のうち、専任動物看護師Ⅰの区分の者	専任動物看護師	号数に応じて別表に定める専任動物看護師Ⅰの給料の通りとする。
技術補助員のうち、動物看護師の区分の者	動物看護師	経験年数及び号数に応じて別表に定める動物看護師の給料の通りとする。

（府大非常勤教職員等就業規則適用者の給料の経過措置）

- 5 前項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける者のうち、次の表の左欄に掲げる者の給料は、それぞれ対応する前項の表の施行日の職種区分欄の職種区分で雇用されている間、同表の右欄に定める額とする。ただし、個別の契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

非常勤研究員のうち、ポスドク研究員 B の区分の者	日額 23,500 円
非常勤研究員のうち、ポスドク研究員 C の区分の者	日額 22,000 円
非常勤研究員のうち、ポスドク研究員 D の区分の者	日額 20,500 円
非常勤研究員のうち、ポスドク研究員 E の区分の者	日額 19,000 円
非常勤研究員のうち、ポスドク研究員 F の区分の者	日額 17,500 円
非常勤研究員のうち、研究支援者 B の区分の者	日額 23,500 円
非常勤研究員のうち、研究支援者 C の区分の者	日額 22,000 円
非常勤研究員のうち、研究支援者 D の区分の者	日額 20,500 円

非常勤研究員のうち、研究支援者 E の区分の者	日額 19,000 円
非常勤研究員のうち、研究支援者 F の区分の者	日額 17,500 円

(府大非常勤教職員であったパートタイム契約職員の給料の経過措置)

- 6 施行日の前日に府大非常勤教職員等就業規則の適用を受けるパートタイム契約職員であった者で、有期雇用教職員就業規則附則第 6 項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、退職するまでの間、月額 143,600 円とする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

(市大短時間勤務教職員就業規則適用者の給料の切替等)

- 7 施行日の前日に市大短時間勤務教職員就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第 8 項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種区分等欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	施行日の職種区分	給料の取扱い
特任教員	特任教員	職階に応じて別表に定める特任教員の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員 S の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (S) の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員 A の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (A) の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員 B の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (B) の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員 C の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (C) の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員 D の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員 (D) の給料の通りとする。
博士研究員	特任研究員	別表に定める特任研究員 (E) の給料の通りとする。
研究員のうち、研究員 A の区分の者	シニア研究員	別表に定めるシニア研究員 (B) の給料の通りとする。
研究員のうち、研究員 B の区分の者	研究員	別表に定める研究員 (A) の給料の通りとする。

研究員のうち、研究員Cの 区分の者	研究員	別表に定める研究員（B） の給料の通りとする。
研究員のうち、研究員Dの 区分の者	研究員	別表に定める研究員（C） の給料の通りとする。
研究補佐員のうち、研究補 佐Aの区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（A） の給料の通りとする。
研究補佐員のうち、研究補 佐Bの区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（B） の給料の通りとする。
研究補佐員のうち、研究補 佐Cの区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（C） の給料の通りとする。
研究補佐員のうち、研究補 佐Dの区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（D） の給料の通りとする。
研究補佐員のうち、研究補 佐Eの区分の者	研究補佐	別表に定める研究補佐（E） の給料の通りとする。
治験コーディネーターのう ち、コーディネーターAの 区分の者	治験コーディネーター	別表に定める治験コーデ ィネーター（A）の給料の通 りとする。
治験コーディネーターのう ち、コーディネーターBの 区分の者	治験コーディネーター	別表に定める治験コーデ ィネーター（B）の給料の通 りとする。
治験コーディネーターのう ち、コーディネーターCの 区分の者	治験コーディネーター	別表に定める治験コーデ ィネーター（C）の給料の通 りとする。
治験コーディネーターのう ち、コーディネーターDの 区分の者	治験コーディネーター	別表に定める治験コーデ ィネーター（D）の給料の通 りとする。
治験コーディネーターのう ち、コーディネーターEの 区分の者	治験コーディネーター	別表に定める治験コーデ ィネーター（E）の給料の通 りとする。
短時間勤務専門職員のう ち、カウンセラーの区分の 者	学生相談カウンセラー	別表に定める学生相談カウ ンセラーの給料の通りとす る。
短時間勤務専門職員のう ち、就職相談員の区分の者	キャリアカウンセラー	別表に定めるキャリアカウ ンセラーの給料の通りとす る。
短時間勤務専門職員のう	医療事務補佐	別表に定める医療事務補佐

ち、医療事務補佐の区分の者		の給料の通りとする。
短時間勤務専門職員のうち、医療事務補助の区分の者	医療事務補助	別表に定める医療事務補助の給料の通りとする。
短時間勤務専門職員のうち、診療情報管理事務補助の区分の者	診療情報管理事務補助	別表に定める診療情報管理事務補助の給料の通りとする。
短時間勤務医療職員のうち、看護師の区分の者	看護師	別表に定める看護師の給料の通りとする。
短時間勤務医療職員のうち、保健師の区分の者	保健師	別表に定める保健師の給料の通りとする。
短時間勤務医療職員のうち、臨床検査技師の区分の者	臨床検査技師	別表に定める臨床検査技師の給料の通りとする。
短時間勤務医療職員のうち、診療放射線技師の区分の者	診療放射線技師	別表に定める診療放射線技師の給料の通りとする。
短時間勤務医療職員のうち、管理栄養士の区分の者	管理栄養士	別表に定める管理栄養士の給料の通りとする。
短時間勤務一般職員のうち、一般職（補佐）の区分の者	一般職（補佐）	別表に定める一般職（補佐）の給料の通りとする。
短時間勤務一般職員のうち、一般職（補助）の区分の者	一般職（補助）	別表に定める一般職（補助）の給料の通りとする。
リサーチアシスタント	リサーチアシスタント	別表に定めるリサーチアシスタントの給料の通りとする。
URAのうち、URA（S）の区分の者	URA	別表に定めるURA（S）の給料の通りとする。
URAのうち、URA（A）の区分の者	URA	別表に定めるURA（A）の給料の通りとする。
URAのうち、URA（B）の区分の者	URA	別表に定めるURA（B）の給料の通りとする。
URAのうち、URA（C）	URA	別表に定めるURA（C）

の区分の者		の給料の通りとする。
URAのうち、URA (D) の区分の者	URA	別表に定めるURA (D) の給料の通りとする。
URAのうち、URA (E) の区分の者	URA	別表に定めるURA (E) の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD (S) の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター (S) の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD (A) の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター (A) の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD (B) の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター (B) の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD (C) の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター (C) の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD (D) の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター (D) の給料の通りとする。
非常勤講師	非常勤講師	担当する授業時間数に応じて別表に定める非常勤講師の給料の通りとする。
日本語補講講師	日本語補講講師	別表に定める日本語補講講師の給料の通りとする。
ティーチングアシスタント	ティーチングアシスタント	別表に定めるティーチングアシスタントの給料の通りとする。
スチューデントアシスタント	スチューデントアシスタント	別表に定めるスチューデントアシスタントの給料の通りとする。
法曹実務教員	法曹実務教員	別表に定める法曹実務教員の給料の通りとする。
断続的労働職員のうち、看護職員宿舎若草寮管理人の区分の者	看護職員宿舎若草寮管理人	別表に定める看護職員宿舎若草寮管理人の給料の通りとする。

（市大短時間勤務教職員であった非常勤講師の給料の経過措置）

- 8 前項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける者のうち、非常勤講師として外国人の区分で大学卒業後の年数が20年以上又は10年以上20年未満の場合の給料を受けていた非常勤講師の1授業当たりの給料は、継続して非常勤講師として勤務する間、担当する授業時間数及び市大短時間勤務教職員就業規則の適用を受けていた際の大学卒業後の年数に応じて次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

担当する授業時間数	市大短時間勤務教職員就業規則の適用を受けていた際の大学卒業後の年数	金額（円）
90分	20年以上	14,572
	10年以上20年未満	12,142
60分	20年以上	9,715
	10年以上20年未満	8,095
50分	20年以上	7,286
	10年以上20年未満	6,071

附 則（令和4.9.30 規程628）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5.3.31 規程129）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.28 規程204）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.3.18 規程29）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.3.27 規程139）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.7.22 規程192）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和6.10.1 規程212）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和7.3.31 規程73）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7.5.26 規程198）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和 7. 6. 30 規程 236）

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7. 9. 19 規程 277）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 10 月 16 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日に URA（S）、URA（A）、URA（B）、URA（C）、URA（D）又は URA（E）のいずれかの区分であった者の給料の額は、退職するまでの間、施行日前日の職種区分欄に応じて、次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分	時間額（円）
URA（S）	施行日の前日に受けていた額
URA（A）	3,600
URA（B）	2,800
URA（C）	2,400
URA（D）	2,000
URA（E）	1,700

附 則（令和 8. 1. 30 規程 14）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程（以下「第 1 条改正後の規程」という。）第 16 条、第 20 条及び第 39 条の規定は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）に法人との雇用契約を締結している者について、令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以降における施行日に引き続く法人との雇用契約締結期間に限り、適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて適用日から第 1 条改正後の規程の施行日の前日までの間にパートタイム有期雇用教職員に支払われた給与は、第 1 条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 8 年 2 月 17 日とする。

附 則（令和 8. 3. 30 規程 87）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附 則（令和８. ５. 28 規程 254）

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

パートタイム有期雇用教職員給料表

ア パートタイム有期雇用教職員時間給給料表

職名		時間額（円）
特任教員	特任教授（Ｓ）	個別に定める
	特任教授	3,600
	特任准教授	2,800
	特任講師	2,400
	特任助教	2,100
非常勤助手	単位認定有	2,540
	単位認定無	1,860
ティーチングフェロー		1,500
ティーチングアシスタント		1,300
スチューデントアシスタント		1,177
教育支援員		個別に定める
特任研究員	特任研究員（Ｓ）	個別に定める
	特任研究員（Ａ）	3,600
	特任研究員（Ｂ）	2,800
	特任研究員（Ｃ）	2,400
	特任研究員（Ｄ）	2,100
	特任研究員（Ｅ）	2,000
シニア研究員	シニア研究員（Ａ）	1,900
	シニア研究員（Ｂ）	1,800
研究員	研究員（Ａ）	1,700
	研究員（Ｂ）	1,600
	研究員（Ｃ）	1,500
研究補佐	研究補佐（Ａ）	1,400
	研究補佐（Ｂ）	1,300
	研究補佐（Ｃ）	1,200

	研究補佐（D）		1, 177
リサーチアシスタント			1, 360
アシスタントU R A			1, 900
プロジェクトコーディネーター	プロジェクトコーディネーター（S）		個別に定める
	プロジェクトコーディネーター（A）		2, 800
	プロジェクトコーディネーター（B）		2, 400
	プロジェクトコーディネーター（C）		2, 000
	プロジェクトコーディネーター（D）		1, 700
治験コーディネーター	治験コーディネーター（A）		2, 633
	治験コーディネーター（B）		2, 212
	治験コーディネーター（C）		1, 947
	治験コーディネーター（D）		1, 679
	治験コーディネーター（E）		1, 317
一般職（補佐）			1, 317
一般職（補助）			1, 177
医療事務補佐			1, 317
医療事務補助			1, 177
診療情報管理事務補助			1, 200
臨床心理専門相談員			個別に定める
学生相談カウンセラー			2, 727
キャリアカウンセラー			2, 000
保健師			1, 679
看護師			1, 679
管理栄養士			1, 576
診療放射線技師			1, 576
特任臨床教員	特任臨床教授		個別に定める
	特任臨床准教授		個別に定める
	特任臨床講師	8号	2, 890
		7号	2, 860
		6号	2, 820
		5号	2, 790
		4号	2, 760
		3号	2, 720
		2号	2, 690

		1 号	2, 660
	特任臨床助教	8 号	2, 590
		7 号	2, 560
		6 号	2, 530
		5 号	2, 500
		4 号	2, 470
		3 号	2, 430
		2 号	2, 400
		1 号	2, 370
勤務獣医師	経験 7 年以上	8 号	2, 330
		7 号	2, 300
		6 号	2, 270
		5 号	2, 240
		4 号	2, 210
		3 号	2, 180
		2 号	2, 140
		1 号	2, 110
	経験 5 年以上	8 号	2, 070
		7 号	2, 040
		6 号	2, 010
		5 号	1, 970
		4 号	1, 940
		3 号	1, 910
		2 号	1, 880
		1 号	1, 840
	経験 5 年未満	4 号	1, 810
		3 号	1, 780
		2 号	1, 750
		1 号	1, 710
研修獣医師		4 号	1, 490
		3 号	1, 460
		2 号	1, 420
		1 号	1, 390
愛玩動物看護師長 (G8)		6 号	2, 137

		5 号	2, 124
		4 号	2, 112
		3 号	2, 099
		2 号	2, 087
		1 号	2, 074
主任愛玩動物看護師 (G7)		6 号	2, 003
		5 号	1, 991
		4 号	1, 978
		3 号	1, 966
		2 号	1, 953
		1 号	1, 941
専任愛玩動物看護師	専任愛玩動物看護師Ⅱ (G6)	6 号	1, 870
		5 号	1, 857
		4 号	1, 845
		3 号	1, 832
		2 号	1, 820
		1 号	1, 807
	専任愛玩動物看護師Ⅰ (G5)	6 号	1, 736
		5 号	1, 724
		4 号	1, 711
		3 号	1, 699
		2 号	1, 686
		1 号	1, 674
愛玩動物看護師	愛玩動物看護師(G4)	6 号	1, 603
		5 号	1, 591
		4 号	1, 578
		3 号	1, 566
		2 号	1, 553
		1 号	1, 541
	愛玩動物看護師(G3)	6 号	1, 470
		5 号	1, 457
		4 号	1, 445
		3 号	1, 432
		2 号	1, 420

		1 号	1, 407
	愛玩動物看護師 (G2)	6 号	1, 336
		5 号	1, 324
		4 号	1, 311
		3 号	1, 299
		2 号	1, 286
		1 号	1, 274
	愛玩動物看護師 (G1)	1 号	1, 261
主任動物医療アシスタントスタッフ		3 号	1, 620
		2 号	1, 600
		1 号	1, 590
専任動物医療アシスタ ントスタッフ	専任動物医療アシスタントス タッフⅡ	3 号	1, 580
		2 号	1, 570
		1 号	1, 560
	専任動物医療アシスタントス タッフⅠ	6 号	1, 500
		5 号	1, 480
		4 号	1, 470
		3 号	1, 460
		2 号	1, 450
		1 号	1, 430
動物医療アシスタントス タッフ	経験 5 年以上	6 号	1, 370
		5 号	1, 360
		4 号	1, 350
		3 号	1, 330
		2 号	1, 320
		1 号	1, 310
	経験 5 年未満	6 号	1, 240
		5 号	1, 230
		4 号	1, 220
		3 号	1, 210
		2 号	1, 190
		1 号	1, 177

備考

1 特任研究員のS、A、B、C、D、Eの格付、シニア研究員A、Bの格付、研究員

のA、B、Cの格付及び研究補佐員のA、B、C、Dの格付は、その者が従事する職務の困難の度に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる職務内容
特任研究員（S）	当該研究において主体者として研究に専ら従事し、理事長が特別に認めるもの
特任研究員（A）	高度な研究又は技術経験（概ね20年以上）をもとに行う研究
特任研究員（B）	高度な研究又は技術経験（概ね15年～20年未満）をもとに行う研究
特任研究員（C）	高度な研究又は技術経験（概ね13年～15年未満）をもとに行う研究
特任研究員（D）	高度な研究又は技術経験（概ね10年～13年未満）をもとに行う研究
特任研究員（E）	高度な研究又は技術経験（概ね10年未満）をもとに行う研究
シニア研究員（A）	相当の研究経験をもとに教員の指導を伴わずに行う相当高度な研究
シニア研究員（B）	相当の研究経験をもとに教員の指導を伴わずに行う高度な研究
研究員（A）	相当の研究経験をもとに教員の概括的な指導のもとに行う相当高度な研究
研究員（B）	教員の概括的な指導のもとに行う相当高度な研究
研究員（C）	教員の概括的な指導のもとに行う研究
研究補佐（A）	特に高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（B）	高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（C）	相当高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（D）	知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務

2 プロジェクトコーディネーターのS、A、B、C、Dの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
プロジェクトコーディネーター（S）	下記以外の者で、理事長が特別に認める者
プロジェクトコーディネーター（A）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね17年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（B）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね12年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（C）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね6年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（D）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね2年以上）を有する

3 治験コーディネーターのA、B、C、D、Eの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
コーディネーター（A）	・自然科学、薬学等の分野において、博士号を有する者 ・臨床試験業務の管理職等の経験を有する者

	・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーター (B)	・認定CRCの資格を有する者 ・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、治験コーディネーターとしての高度な知識及び相当の経験を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーター (C)	・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有し、かつ治験コーディネーターの経験を有する者・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーター (D)	・看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有する者 ・その他これらに相当すると認められる者
コーディネーター (E)	・A～Dに該当しない者

イ パートタイム有期雇用教職員 1 授業当たりの金額による給料表

職名		金額（円）
非常勤講師	90 分	12,100
	60 分	8,067
	50 分	6,050
日本語補講講師	90 分	9,600

ウ パートタイム有期雇用教職員月給給料表

職名	月額（円）
法曹実務教員	350,000
看護職員宿舎若草寮管理人	42,500
学校医	25,000
産業医	25,000